

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月5日 01時30分ごろ
発生場所	北海道長万部町東方沖 落部港北防波堤灯台から真方位014° 11.5海里付近 (概位 北緯42° 22.7′ 東経140° 29.6′)
事故の概要	漁船第35長栄丸は、北進中、また、漁船第八総盛丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月1日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第35長栄丸、7.9トン HK2-21551（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第八総盛丸、7.9トン HK2-22348（漁船登録番号）、個人所有 第202-3592号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級・特殊・特定 B 船長B、一級・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 2人（甲板員） B なし
損傷	A 左舷船首部に破口、左舷船首付近の支柱に曲損、操舵室左舷側に擦過痕 B 球状船首部に破損、船首部船側に擦過痕
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板員2人が乗り組み、長万部町東方沖を約12.0ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で漁場に向けて北進中、船長Aが、前方に操業する漁船などが見当たらなくなったので、前方に他船はいないと思い、レーダーの電源を切り、平成29年4月5日01時25分ごろ、立っていることに疲れ、操縦盤の後方にある高さ約20cmの台に後方を向いて座り、自動操舵により進行した。 A 船は、船長Aが後方を向いて座り、休み続けていたところ、B船と衝突した。 A 船は、甲板員2人が外傷性頸椎捻挫等を負った。 B 船は、船長Bほか3人が乗り組み、長万部町東方沖で、1本目のえび籠を揚げ、2本目のえび籠を揚げるために約12.0knの速力で同えび籠の旗ざおに向けて東進した。 B 船は、東進中、船長Bが、01時24分ごろ操舵室から左舷側に

	<p>出て、操舵室の屋根越しに右舷前方を見て0.5海里以内に他船はいないと思い、操舵室左舷側の窓越しにGPSプロッターを見てえび籠の位置を確認した後、えび籠の端に入れている白旗を探そうとして左舷前方を見ながらリモコンで操舵を行っていたところ、A船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、北進中、船長Aが、前方に他船はいないと思い、高さ約20cmの台に後方を向いて座り、見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、船長Bが、えび籠の端に入れている白旗を探そうと、左舷前方を見ていて右舷前方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷前方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、長万部町東方沖において、A船が北進中、B船が東進中、船長Aが見張りを行っておらず、また、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。